

みどりを保つ

みどりの環境（山、川、森の自然等）は、市民の誇りです。

災害に強く快適な生活環境の向上とともに、環境保全への貢献を目指し、自然資源の保全・活用を総合的に推進します。

政策 5 安全・安心なまちづくり

施策 12 災害対策の充実

現状と課題

国は、自然災害に対し、「防災対策を強化していくことは重要である」としつつも、「災害を100%未然に防ぐことは不可能である」ことから、「被害軽減に資する減災対策を早急に実施していく必要がある。」との方針を示しています。

南海トラフ地震に対する備えとしても、ハード整備に加えて、総合的なソフト対策の充実が求められています。

また、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、被害が相次いでいます。明らかに雨の降り方が変化していることを「新たなステージ」として捉え、危機感を持って防災・減災対策に取り組む必要があります。

基本的方向

防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを目指します。

南海トラフ地震に備えて、住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策と、増加傾向にある空き家の地震対策を進めます。

台風や局地的な集中豪雨による、河川氾濫や土砂災害に対して、住民が主体的かつ早めに避難できるよう、防災行政無線の整備やハザードマップ*の改訂を行い、情報提供の体制整備を進めます。

施策の内容

(1) 河川の危険区域や土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の改善

地域の意見を参考に、危険箇所の改善が進むよう、県とともに効果的な対策を推進します。

(2) 公共施設の耐震化

南海トラフ地震に向けて公共施設の耐震強化の必要性和緊急性を把握し、順次対策を講じていきます。

(3) 防災行政無線システムの確立

市内全域に、防災情報の一斉伝達が可能となるよう、同報系無線を整備するとともに、迅速な情報伝達を実現するため、運用体制の強化及び通信環境の整備に努めます。

(注)ハザードマップ*: 発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図のこと。

施策 13 消防・救急体制の充実

現状と課題

消防体制については、消防活動拠点として、消防本部庁舎が平成27年に竣工しているものの、香北分署及び多くの分団屯所は、老朽化により大地震発生時には機能を維持できないおそれがあります。

また、消防水利の不足している地域が多くあるほか、大地震発生時には消火栓が使用不能になることが予想されるため、延焼危険の高い住宅密集地等に耐震性貯水槽の整備が必要です。

救急体制については、少子高齢化をはじめとする社会環境の変化に伴い、救急需要は高水準で推移しており、今後も続くことが予想されることから、救急搬送体制の充実強化の必要があります。

基本的方向

香北分署及び分団屯所の改築や耐震性貯水槽等の整備を計画的に進めていきます。また、消防車両、救急車両等を計画的に更新するとともに、消防職・団員の知識・技術向上に向けて、研修等を計画的に実施していきます。

救命率向上を図るため、市民を対象に応急手当の普及啓発に努めます。

複雑多様化する各種災害に対し、消防・救急体制の充実を図り、安心して生活できるまちづくりを、市民と共に目指していきます。

施策の内容

(1) 消防庁舎及び分団屯所の建設

消防署香北分署の早期改築を検討します。また、老朽化した分団屯所を計画的に更新します。

(2) 消防車両、耐震性貯水槽等の整備

消防車両、耐震性貯水槽等を計画的に整備し、消防力の強化を図ります。

(3) 高規格救急自動車の整備

高い救急需要に対応するため、高度な救命救急処置が行える高規格救急自動車を計画的に更新するとともに、市民に対して応急手当の普及啓発を行っていきます。また、救急車の適正利用について、積極的に普及啓発活動を行います。

(4) 防火・防災訓練の実施

自主防災組織に対して、防災士資格取得のための支援を引き続き行います。また、消防団や関係機関等と連携した合同の防火・防災訓練や救援訓練、研修会を実施し、地域における消防力及び防災力の向上に努めます。

施策14 地域防災体制の確立

現状と課題

市の人口の減少・高齢化に伴い、これまで地域の防災力の中核を担ってきた、消防団員の確保が困難になっています。

南海トラフ地震等の大規模・広域災害時に、被害を軽減するためには、一人ひとりの住民だけではなく、地域全体で「災害は他人事」と思わず、自分でできること、家族でできること、隣近所で力を合わせてできること等を考え、相互に助け合うことが重要であり、自助・共助を、効果的に活用することが求められています。

基本的方向

消防団の充実強化、自主防災組織の設立・活動の支援などを進め、自助・共助の要となる体制を確立し、地域の防災力の向上を図ります。

地域防災力の向上と地域の活性化は、施策の効果において表裏一体の関係にあることから、住民が主体となった要配慮者避難の支援など、防災・減災の取組の促進を通じて、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを目指します。

施策の内容

(1) 消防団の体制整備・消防力の向上

各分団の効率的な出動体制の整備、基本団員の確保と機能別団員、女性団員の入団促進に努め、老朽化した消防団屯所の改築を進めます。また、各種訓練を実施し、消防力の向上を図ります。

(2) 自主防災組織の育成

平成27年度末現在、170組織（組織率93.7%）の自主防災組織が結成されています。今後は、組織率100%を目指すとともに、組織に未加入の市民の参加を促します。また、自主防災組織の訓練や、各自主防災組織が使用する指定避難所等の運営マニュアル作成に対して、積極的な支援を行います。

(3) 防災備蓄体制の確立

市防災備蓄用倉庫には、備蓄物資・資材等を計画的に整備します。食糧品や生活物資などについては、事業所との流通備蓄に関する協定書の締結も推進します。

また、自主防災組織の設置・管理する防災備蓄用倉庫についても各組織と連携して整備を進めます。そして、災害時の情報提供及び緊急輸送等の協力など、民間事業者との協力体制を進めます。

(4) 避難場所等の周知

緊急時の避難場所等の立地条件を見直し、避難場所等の周知を図るとともに、高齢者や障害者等、要配慮者への対応を含め、各地の実情に合った避難体制づくり、災害の規模や危険性を認知させる出前講演会等を実施します。

施策 15 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題

本市では、交通安全対策として、歩道の設置や交通安全施設の整備、通学路対策等とともに、街頭指導や交通安全教育等を積極的に進めています。

平成 25 年 11 月、あけぼの街道が全線開通し、本市を取り巻く道路交通環境に、大きな変化がありました。今後、余暇活動の増加に伴う交通量の増加、高齢運転者の増加、夜間交通量の増加等が予想され、変化に即した交通安全施策の展開が求められています。

防犯については、本市はこれまで犯罪件数が少ない状況にありましたが、全国的には路上犯罪や高齢者等を狙う詐欺等、様々な犯罪が増加しており、市民の暮らしの安全を守る必要性が高まっています。

基本的方向

交通安全については、香美市交通安全基本計画に掲げる「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、道路事情に見合う交通安全施設の整備や交通規制、市民の交通安全意識の高揚、自主的な交通安全運動等の強化を図ります。

防犯については、関係機関と連携しながら、防犯に対する市民の意識づくりや、地域に根差した防犯活動により犯罪のないまちづくりを進めます。

施策の内容

(1) 交通安全対策の充実

交通安全施設の設置や交通安全意識の高揚に繋がる対策を進めるため、関係機関との協力関係の強化を図ります。

(2) 防犯体制の充実

犯罪のないまちづくりを進めるため、関係機関にきめ細やかな防犯対策を要請していくとともに、市民の防犯に対する意識づくりを図り、防犯体制の強化等に努め、自治会・町内会等での自主的な防犯活動も促進します。

(3) 被害者救済対策の実施

交通災害共済の充実を図るとともに、被害者救済対策関係機関と協力して交通事故相談の充実を図ります。また、関係機関と連携して犯罪被害者の救済対策の確立に努めます。

政策 6 自然資源の保全と活用の推進

施策 16 自然資源の保全

現状と課題

木材の需要と供給が低下傾向の中、森林の育成や管理が十分でない状態となっています。中山間地域を中心に有害鳥獣被害が発生し、特に高標高域におけるシカによる被害は自然生態系に影響を及ぼすなど深刻な状況にあり、森林環境の保全は全市的な課題となっています。

物部川は集中豪雨による上流部の山腹崩壊に伴い、上流河川の土砂堆積による濁水問題や、河口閉塞等による河川環境の悪化が進み、生態系の破壊や農林産物への被害が拡大していることから、本市を含む流域3市と民間団体によって構成される「物部川流域ふるさと交流推進協議会」等により、河川環境の改善に向けた取組が進められています。

基本的方向

物部川の清流、豊かな森林環境を守るため、国・県等と連携して森林や河川の環境整備を進めるとともに、市民や民間団体、企業等の理解と協力を得ながら、長期的な視点からハード・ソフト両面の取組を総合的に展開していきます。

本市の山と川の素晴らしさと、その環境を守ることの意義を市民や流域住民とともに考え、森林の育成・管理、物部川を守る市民活動等の振興を図ります。

施策の内容

(1) 森林の育成・管理の推進

森林を守り、再生していくため、長期的・広域的な視点を持った森林造成を促し、地域とも協力しながら、鳥獣と共存できる森林の育成や管理を推進します。

(2) ひとの共生する森林づくりの推進

森林の適正な施業管理はもとより、農業委員会に協力依頼のうえ、耕作放棄地の所有者に関する情報収集と放棄地の管理方法の検討、集落周辺整備を進めます。また、ごみの不法投棄の巡回監視や山火事の防止対策等の環境保全に努めます。

(3) 物部川を守る活動の推進

「物部川流域ふるさと交流推進協議会」を中心に流域住民に向けた広報・啓発活動を行うとともに、造林事業の有効な実施を図る等、物部川の環境改善を図ります。

施策 17 自然環境の多様な魅力の活用

現状と課題

本市は、市域の約9割が森林であり、剣山国定公園や奥物部県立自然公園等の指定を受けるなど、豊かな「みどり」（森林や田園等人々にうるおいを与える自然環境）を有しています。この環境は産業だけではなく、水源かん養、ハイキングや登山等の健康増進に寄与する活動にも利用されています。

また、学校教育の一環として、自然とふれあう機会を持つことが重視されるようになってきています。

今後は、より多くの市民や観光客が本市のみどりの魅力を知り、楽しむ機会を拡充していくことが求められます。

基本的方向

本市のみどりに親しむ環境づくりを進めるため、みどりの中の総合的な交流拠点としてべふ峡温泉周辺の整備を進めるとともに、その他の観光交流スポットへの連絡道路、ハイキング道等のネットワーク整備を進めます。

自然の豊かさ、大切さへの理解を一層深め、子どもたちの健全育成や自然に癒されることを求める人々との交流人口の増大を図るため、体験学習メニューの作成、森や川を中心としたイベントや参加者の受入れ体制等の充実と情報発信を推進します。

施策の内容

(1) みどりの交流拠点及びみどりのネットワーク整備

主要観光地を「みどりの交流拠点」として整備し、森林関係情報を積極的に発信することで、みどりへの親しみを深める機会の充実を図ります。また、ハイキング道路や案内標識、説明板等を整備し、観光交流スポットを結ぶ「みどりのネットワーク」を形成します。

(2) 物部川の整備・活用

森と川の環境を一体的なものとして捉え、関係機関と連携しながら、物部川上流域を中心とした森林の整備等を行い、清流化を図ります。また森と川の魅力を伝え、活用の在り方について検討します。

(3) 山・川を活用した体験学習やイベント等による環境教育の充実と情報発信

関係団体との連携を図りながら、森林環境教育及び林業体験教室等を市内各校に拡大できるように努めます。

政策 7 水資源の安定的な確保と利用

施策 18 水資源の安定的な確保と利用

現状と課題

本市は、水源を保有する地域として、市民及び流域住民の生活や産業にとって重要な位置づけにあります。現在、本市には4つのダムが有り、水害の防止、生活用水や農業用水、工業用水の確保、水力発電等に利用されています。

上水道は、現在一日当たり5,000～6,000tの配水を行っていますが、戸板島水源地だけでは限界があり、新水源の確保が必要となっています。

簡易水道、飲料水供給施設については、施設の老朽化が課題となってきています。

中山間地域においては、水道施設の未整備や高齢化により水道施設の維持管理が困難になってきている状況であり、基本的な生活環境を確保するため、飲料水の安定した供給が大きな課題です。

基本的方向

生活環境の向上や生活様式の多様化等による水需要に対応するため、水源の安定的な確保に努めます。

未給水地域における水道施設整備を実施し、効率的かつ効果的な事業の経営基盤の強化に努め、安心・安全で安定した飲料水の供給を図ります。

施設等の維持管理は、定期的な施設点検を行うとともに、漏水・故障・災害など緊急時の修繕に対して早期復旧体制の強化を図り、安定した飲料水の供給に努めます。

施策の内容

(1) 水資源の確保

関係機関と連携して森林の管理、ダム施設の管理、河川の浚渫、水資源の保全・確保に努めるとともに、山林の実状を市民に広報します。

(2) 上水道、簡易水道、飲料水供給施設の整備・改良及び水道事業の統合

水道事業の経営の効率化と健全化を図りながら、簡水統合の検討、現在の水道施設の維持管理及び耐震化の検討と同時に、上水道の新水源の開発、未給水地域の解消に努めます。

政策 8 自然と共生する地域づくりの推進

施策 19 汚水対策の推進と河川の水質保全

現状と課題

生活雑排水は、公共用水域（河川等）における汚濁の大きな要因になっていますが、広い市域にあって効率的な改善は難しいのが現状です。

水源のかん養、景観形成、生物育成等、水環境の果たす役割は大きく、排水処理施設の整備・普及が急務となっています。

基本的方向

河川の清流を維持することは、流域市民の生活に関わる重要な課題であり、環境衛生をより向上させるには、市民の理解と協力のもとに公共下水道事業等の施設整備や浄化槽設置などハード事業のみならず、ソフト面では事業の必要性や整備状況を広報等に掲載するなど、啓発活動等を積極的に行います。

施策の内容

(1) 農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業の推進

下水道及び農業集落排水は、「高知県全域生活排水処理構想 2011」の総合計画に基づき、少子高齢、人口減少社会時代の状況下において、財源の確保と建設コストの縮減に考慮しつつ、効率的かつ計画的な整備と普及促進に努めます。

また、今後増加が見込まれる下水道施設及び管路のストックマネジメント* 並びに防災・減災対策については、県及び東部流域下水道の関係自治体と連携しながら、水質保全と生活環境の改善に努めます。

(2) 合併処理浄化槽設置の普及促進

「香美市循環型社会形成推進地域計画」に掲げる目標の達成に向け、合併処理浄化槽設置整備の補助事業を実施し、生活排水処理の推進に努めます。

(注)ストックマネジメント*: 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理すること。



施策 20 ごみ、し尿の適正な処理

現状と課題

香南清掃組合では、施設の老朽化に伴う新ごみ処理施設を平成28年度に建設しました。また、香南香美衛生組合（し尿処理施設）では、処理方式を改造しましたが、付帯設備は従前の機器で老朽化が進んでいるため、定期的に点検整備を行う等、現有能力の低下をきたさないよう維持管理が必要です。

また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図るよう努めます。

基本的方向

ごみ・し尿については、香南清掃組合、(財)高知県魚さい加工公社、香南香美衛生組合等による適正処理を維持・充実させます。

ごみ・し尿の適正な処理やごみの減量化については、市民や事業所の協力も不可欠です。個々の負担に配慮しながら、下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進、ごみ処理機器の普及促進等に努めます。

施策の内容

(1) ごみ、し尿の適正処理の維持・充実

香南清掃組合では、既存施設の老朽化に伴う、新ごみ処理施設建設を平成28年度に建設しました。(財)高知県魚さい加工公社では、事業所から排出される魚腸骨(魚あら)を資源として再生利用するため、回収量の拡大に努めます。香南香美衛生組合では、標準脱窒素処理方式に改造し処理水質が向上しましたが、施設の老朽化も進んでいるため、定期的な点検整備を行う等、維持管理に努めます。

また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図るよう努めます。

(2) ごみ減量化や処理設備の普及促進

「香美市一般廃棄物処理基本計画」に基づき適正な処理を推進します。下水道への接続、合併処理浄化槽、また、生ごみ処理容器等ごみ処理機器の普及促進に向け、地域にとって望ましい在り方を市民と共に考え、必要な支援を行います。



施策 21 地球環境保全の推進

現状と課題

本市の豊かなみどりを守ることは、地球環境の保全にもつながっています。
市役所では、現在 5 分野 70 品目について、グリーン購入*を実施しています。
今後は、市民・事業所と力を合わせ、地球環境にやさしいまちづくりを全市的に進めていく必要があります。

基本的方向

道路や公園等公共施設の整備にあたっては、環境に配慮した素材の利用、省エネルギー対策等を検討します。

また、ごみのリサイクル化、減量化につながる、より効果的な分別方法を検討するほか、省エネルギー住宅等の建設や事業所等における環境に配慮した事業活動への支援策等も検討し、環境負荷の低減を促進します

施策の内容

(1) 地球温暖化対策の推進

「香美市地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎・公共施設の温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、今後とも国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨をさらに職員に周知し、調達率の向上を目指します。

(2) 環境負荷の少ない暮らし方の促進

ごみの減量、資源化等に対する市民・事業者の理解を促進するため、広報等によりごみの収集量や処理にかかる費用について周知していきます。また、香美市地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、市民・事業者と協働で省エネルギー化や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

(注)グリーン購入*:製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持つとされています。グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)は、平成13年4月に施行されました。